【高知県教育委員会の取組】

学校における体罰の根絶

「自ら体罰を放棄する」という主体的な考え方に基づく、より高いレベルでの教育を実現するために

取組1

学校の組織的な体罰防止体制の確立

■「研修プログラム」の開発

- ・校内研修等で活用できる体罰防止のための研修 プログラムを新規に開発
- ・全教頭を対象にプログラムの活用方法等に関する研修を実施(平成25年12月)

■「研修プログラム」を用いた校内研修の実施

- 各学校でプログラムに基づく研修を実施し、 組織内のベクトル合わせ
- ・体罰防止のための組織的な取組を計画・実施

取組2

適切な指導方法を身に付けるための研修の充実

■適切な指導方法に関する研修の実施

・実践例に基づく効果的な指導方法、イライラ、怒りの 感情と上手につきあう方法等の研修を実施

■法令遵守に関する研修の実施

既存の研修をベースに内容の充実、体系化管理職研修 役職研修 階層研修

体罰根絶に向けた取組の実施

体罰根絶に向けた基本的な考え方、取組の方針、全体像を県、市町村、 学校で共有したうえで、体系的に実施します。

取組4

体罰にかかる処分の考え方の見直し

■体罰における懲戒処分等の指針の作成

- ・体罰または尊厳を損なう行為を行った教員等に 対する処分の標準例を明示した指針を作成
- 時期: 平成 25 年 1 0 月

取組3

実態把握の仕組みづくり

■体罰実態把握調査の実施

- ・全公立小・中・高・特別支援学校で記名式アンケート 調査を実施(毎年10月) 対象:教員等、児童生徒、保護者
- ■体罰相談窓口の開設
- ■事案発生時の報告システムの確立
- ・県教委、市町村教委による速やかな把握及び対応

【体罰に関するご相談】

機関名	内容	メールアドレス
県心の教育センター	臨床心理士や教員 OB などが相談	kodomo24@kochinet.ed.jp
Tel 088 • 833 • 2922	に対応します。センターで直接お	
	聞きすることもできます。	
県中央児童相談所	児童福祉司、児童心理司などが対	060403@ken.pref.kochi.lg.jp
Tel 088 • 866 • 6791	応します。	
県幡多児童相談所		060404@ken.pref.kochi.lg.jp
Tel 0880 • 37 • 3159		
子どもの人権 110番	法務局職員や人権擁護委員が対応	インターネット相談受付
Tel 0120 • 007 • 110	します。	http://www.jinken.go.jp/
Tel 088 • 822 • 6505		soudan/mobile/001.html
24 時間電話相談	臨床心理士や社会福祉士などが	
Tel 0570 • 0 • 78310	24 時間対応します。	
子どもと家庭の 110番	相談員が対応します。	
Tel 088 • 872 • 0099		
ヤングテレホン	少年補導員と警察官が対応しま	
Tel 088 • 822 • 0809	す。	
県教育委員会事務局	県教育委員会事務局で職員が対応	310101@ken.pref.kochi.lg.jp
教育政策課	します。	
Tel 088 • 821 • 4731		
	県教育長への相談ができます。	教育長へのメール
		takuji_nakazawa@ken4.pref.kochi
		.lg.jp

より高いレベルでの教育を実現するために



昨年末、大阪市において、体罰を受けた高校生が自殺するという 痛ましい事件がありました。本県においても、体罰は教育現場から なくなっていないのが現状です。

体罰は、児童生徒の身体に痛みを与えるだけでなく、心も傷つける決して許されない行為です。

困難を抱える教育現場において、一部には体罰を容認する声も聞かれますが、厳しい指導と体罰の違いを正しく認識し、信頼関係のある教育環境をつくっていかなければなりせん。

高知県教育委員会としては、「体罰は法律で禁止されているから」ではなく、「自ら体罰を放棄する」という考え方のもと、部活動を含め、教育活動における体罰の根絶に向けた取組を進めます。

平成25年10月

高知県教育委員会

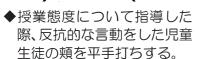
教育上、厳しい指導が必要な場合もありますが、 体罰は指導ではなく暴力です。

○教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、 健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総 合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、 懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮 して判断すべきです。

≪体罰と考えられる行為≫

①身体に対するもの(たたく・けるなど、身体に対する侵害)







した児童生徒の背中を足で 踏みつける。



◆体育の授業中、危険な行為を ◆授業中、立ち歩きの多い児童生 徒を叱ったが、席につかないた め頬をつねる。

②肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立など、特定の姿勢を長時間させる等)



◆宿題を忘れた児童生徒を、教室の床 に正座させ、苦痛の訴えにもかかわ らず、そのままの姿勢を保持させる。



◆放課後に児童生徒を教室に残し、トイ しも含め、一切、室外に出ることを許 さない。

≪体罰とは考えられない懲戒行為≫ 肉体的苦痛を伴わないものに限ります。

- ・放課後等に教室に残す。
- 学習課題や清掃活動をさせる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学校当番を多く割り当てる。



◎体罰のほか、暴言も児童生徒の人格を損ね尊厳を失わせる不適切な行為です。

<懲戒と体罰に関する法令>

【学校教育法第11条】

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文 部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に 懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることは できない。」

【学校教育法施行規則第26条第1項】

「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童 等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければ ならない。」

※「懲戒」(教育的指導)は、退学。 停学などのほか、児童生徒に 肉体的苦痛を与えるものでな い限り、懲戒権の範囲内と判断 されると考えられる行為です。 例えば、注意、叱責、居残り、 別室指導、起立、宿題、清掃 などがあります。



体罰は、身体に痛みを与えるだけでなく、心も傷つける行為です。

≪体罰は子どもの成長に悪い影響を与えます≫



◆子どもの心身に深刻 な悪い影響を与える。



◆学校や先生、大人を 信頼できなくなる。



◆力による解決への志向を助長 し、いじめや暴力行為などの 連鎖を生むおそれがある。

白尊小の喪失

不登校 学級崩壊

≪教育に体罰は必要ありません≫



〇子どもに粘り強 く関わる。



○良くないことはしかり、 良いことはほめて伸ばす。

★体罰に頼らない教育への大人の共通理解が必要です。



○子どもをよく理解し、 信頼関係を築く。



○スポーツは、科学的な方法 を活用して指導する。

【学校】

学校から体罰をなくします!

- ■学校全体で組織的に体罰防止に取り組む体制をつくります。
- ■教職員一人ひとりが適切な指導方法を身につけ、指導力を高めます。
- ■部活動から体罰を根絶します。



子どもたちの健やかな育ちのために ともに手をつなぎましょう。

【家庭】



来事について、親子で話をするなど、 子どもとのコミュニケーションを大 切にしましょう。

○厳しい指導と体罰は同じではありま せん。教育的指導と体罰との違いを 理解し、適切な指導を求めましょう。

【地域】

○地域でのスポーツ指導に おいても、関係団体との 連携を通して暴力行為を なくし、スポーツの楽し さを広げていきましょう。

○学校ボランティアや地域における 見守りなど、地域ぐるみで子ども たちを育んでいきましょう。

